

2022年6月1日から

指定難病の医療費受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年6月1日以降、茨城県が発行する医療費受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく、「**難病法に基づき指定された医療機関**」と記載します。

そのため、「**難病法に基づき指定された医療機関**」であれば、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

（※1）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のホームページ等においてご確認ください。

（※2）更新時より前に、医療費受給者証に記載されている指定医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、管轄する保健所までご連絡ください。

2022年5月31日まで

医療費 受給者証	病院・診療所	A病院
	薬局	B薬局
	訪問看護事業者等	C訪問看護ステーション

駅前にな新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2022年6月1日から

医療費
受給者証

「難病法に基づき指定された医療機関」

「難病法に基づき指定された医療機関」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療費受給者証について》

現在お持ちの医療費受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2022年6月1日以降は、特段の手続きを行うことなく、「**難病法に基づき指定された医療機関**」として利用可能ですので、更新後の医療費受給者証がお手元に届くまでは、そのままご使用ください。

【問い合わせ先】

茨城県保健医療部健康推進課難病対策グループ

TEL：029-301-3220

又は管轄の保健所までお問い合わせください

